



令和元年10月28日

公益社団法人愛知労働基準協会

会長 大野 智彦 殿

愛知労働局長 木原 亜紀生



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた 取組に関する要請書

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場づくりを進める必要があります。

また、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）において11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。

このようなことから、厚生労働省としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、勤務間インターバ

ル制度、フレックスタイム制度、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

これら取組の趣旨をご理解いただき、傘下団体・企業等に対する啓発に向けてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

その際、大企業・親会社の長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」に対しては当局や各労働基準監督署での相談情報を地方経済産業局に提供するほか、大企業等に対して要請等を行うなど、「しわ寄せ」防止に向けた取組を関係官庁と連携を図って進めていることについて、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

平成31年4月1日からは、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）による改正後の労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限規制が施行され、令和2年4月1日からは同上限規制が中小企業にも適用されることとなります。

愛知県内の企業からは、依然として人材確保の困難の声があげられ、人材不足が原因で労働時間の削減が進まず、法令の遵守が図られないことが懸念されます。

このため、愛知労働局では改正法等の内容や労働時間に関する法制度の周知の他、魅力ある職場づくり実現のため、課題を抱える中小企業等の働き方改革の取組に向けた相談・支援を実施しているところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、ご協力をお願い申し上げます。